

未来社会ショーケース事業 スマートモビリティ万博 空飛ぶクルマ
運航事業者に関する募集（第1次）要領

2022年12月27日

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）をより魅力的なものとし、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するためには、様々な企業・団体の参加が不可欠です。そのため、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）では、企業・団体がこれまでの万博よりもさらに幅広い参加ができるように、パビリオン出展、テーマ事業協賛、未来社会ショーケース事業への参加等、多様な参加の枠組みを計画しています。

未来社会ショーケース事業は、万博会場を未来社会のショーケースに見立て、先進的な技術やシステムを取り入れ未来社会の一端を体感してもらう企画であり、その1つとして、「スマートモビリティ万博 空飛ぶクルマ」（以下「本事業」といいます。）があります。

本事業は、会場内ポート及び会場外ポートをつなぐ2地点間での空飛ぶクルマの運航（以下「2地点間運航」といいます。）の実施を目指すもので、協会は、運航に係る事業に参加していただける企業・団体等（以下「運航事業者」といいます。）を募集します。

1. 運航事業者の募集

（1）募集内容

会期中に会場内ポート及び会場外ポート（※）をつなぐ2地点間での空飛ぶクルマの運航を計画する事業者

※ 万博会期中に使用できる会場外ポートとして以下の場所を想定していますが具体的な場所については、運航事業者として選定された者を含め関係者と協議して決定します。

- 1) 空港（関西国際）
- 2) 会場近傍の湾岸エリア
- 3) 大阪都心部

（2）本事業の実施のスケジュール

下記のとおり万博開会時から閉会時までを予定しています。ただし、実際の運航実施のスケジュールは、今後の事情により万博開催期間中の範囲内で変更となることもあります。

2025年4月13日 大阪・関西万博開会

2025年10月13日 大阪・関西万博閉会

運航事業の開始前に、事業を行う実際のルートで試験飛行を予定しています。試験飛

行を行う期間として数か月程を想定していますので、早急に事業実施の準備を進めていただくようお願いします。

(3) 運航事業者への確認事項

応募者には、以下の各項目についての具体的な取組状況の説明と意向を提出していただきます。協会が項目のいずれかに説明が不十分であると判断した場合には、運航事業者として選定しません。

- 1) 2地点間運航に必要な機体、及び設備（格納庫、充電設備、機体整備、運航管理、保安検査に要する設備等専用的に使用する施設・設備。）並びに操縦士、整備士その他の運航に必要な人員（有資格者を含む。）の確保を進めること。また、その計画及び進捗について国（内閣官房・経済産業省・国土交通省）・大阪府市・協会に定期的に報告すること。
- 2) 2地点間運航に向けた必要な許可等について国土交通省航空局等の関係機関と具体的な協議に入ること。
- 3) 会場外ポートの利用について具体的な協議に入ること。関係自治体の求めに応じ地元説明等の取り組みに協力すること。
- 4) 協会と具体的な条件について定める協賛契約について協議に入ること（協議・契約事項は別添を想定していますが、今後協議のうえ確定します。）。
- 5) 2023年1月末を目途に関係自治体等との共同の発表会に参画できること。

(4) 協会との覚書、協賛契約の締結、それに伴う特典等

協会は、運航事業者として選定するに際し、覚書の取り交わしをお願いしています。その後、協賛契約の締結にむけての協議に入ります。なお、協賛契約の締結（2023年10月末を目途）が完了すると、協会は、別途定める特典を提供します。

2. 募集と選定までのスケジュールほか

大阪・関西万博での空飛ぶクルマの2地点間運航実現に向けては、関係自治体や国の関係機関の協力を得て具体的に取り組み、地元との具体的な調整等も今後行っていく必要があることから、運航事業者の募集スケジュールは以下のとおりとします。なお、今後必要に応じ、2次募集を実施する場合があります。

2022年12月27日（火）	募集要領公表、質問・応募受付開始
2023年1月17日（火）	質問締切
2023年1月20日（金）	応募受付締切
2023年1月27日（金）	覚書締結
	※覚書締結後、協賛契約に係る協議に入ります
2023年1月末目途	空飛ぶクルマの運航事業者として公表（予定）

3. 募集参加資格

(1) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であること

- 1) 本事業の覚書及び協賛契約を締結する権限を有すること。
- 2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者が含まれていないこと。

(2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として運航事業者として応募するときは、各構成員が上記に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

(3) 応募後及び覚書締結後の変更

応募後及び覚書締結後に、運航事業者が JV やコンソーシアムの組成や、M&A 等の資本構成の変更などにより、運航事業者の主体が変わる場合には、協会の了解を持って認めるものとします。

4. 質問の受付

(1) 受付期間

2022 年 12 月 27 日（火）から 2023 年 1 月 17 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】未来社会ショーケース事業 スマートモビリティ万博 空飛ぶクルマ運航事業者の募集」と明記し、質問内容をメール本文に記載のうえ、事務局（アドレス：soratobukuruma@expo2025.or.jp）に送信してください。

※ 質問者が送信した電子メール宛てに事務局から 3 営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8664）で以下の時間帯に問い合わせてください。

- ◇ 平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ◇ 午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は除く）

(3) 質問への回答

メール送信により個別に回答いたします。

5. 覚書の事前送付

応募を検討する企業・団体に対して、選定後に締結予定の覚書を事前に送付させて頂き

ますので、事前送付を希望する場合には以下要領にて申請してください。

(1) 受付期間

2022年12月27日（火）から2023年1月17日（火）午後5時まで

(2) 依頼方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けません。

「件名」には「【覚書送付依頼】未来社会ショーケース事業 スマートモビリティ万博空飛ぶクルマ運航事業者の募集」と明記し、覚書事前送付依頼の旨をメール本文に記載のうえ、事務局（アドレス：soratobukuruma@expo2025.or.jp）に送信してください。

※ 質問者が送信した電子メール宛てに事務局から3営業日以内に覚書を添付した返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8664）で以下の時間帯に問い合わせてください。

◇ 平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）

◇ 午前10時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

6. 応募手続

(1) 応募の受付

1) 受付期間

2022年12月27日（火）から2023年1月20日（金）午後5時まで

2) 応募方法

電子メールにて、別紙応募事項を記載したファイルをPDF形式に変換し、添付のうえ、事務局（アドレス：soratobukuruma@expo2025.or.jp）へ送信ください。

3) 応募の確認

応募者が送信した電子メール宛てに事務局から3営業日以内に受信した旨を返信します。事務局からの返信メールが届かないときは、「4. 質問の受付」と同様、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8664）で問い合わせてください。

4) 費用の負担

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

7. 運航事業者選定に関する事項

(1) 運航事業者選定のプロセス

応募受付後、協会は、応募情報について関係機関とも協議のうえ、運航事業者を決定（内定）します。

(2) 選定結果（内定）の通知

1) 協議の結果は、採択に関わらず、電子メールのアドレスへ送信します。

2) 決定（内定）された運航事業者との間で覚書を取り交わし、「2. 募集と選定までのスケジュールほか」のとおり2023年1月末を目途に公表予定です。

8. 協賛契約の締結について

運航事業者が協賛契約締結日までに「1. 運航事業者の募集（4）協会との覚書、協賛契約の締結、それに伴う特典等」に記載の覚書で定めた内容を正当な理由なく履行せず、また履行できる見込みがなくなったとき、その他協会が協賛契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、協賛契約を締結しないことがあります。その場合、運航事業者としての決定（内定）を取り消します。

(別添) 1. 運航事業者の募集 (3) 運航事業者への確認事項 4) に記載の協賛契約における協議・契約事項

諸規則の遵守	大阪・関西万博の一般規則及び特別規則、建築、セキュリティなど各種ガイドライン等（今後策定されるものを含む）、調達コードの遵守について
費用負担	本事業に要する費用（光熱水費、通信費、火災保険・損害賠償保険の付保費用、その他必要な費用を含む）について（運航事業者負担）
運航経路の調整	国土交通省航空局や経路周辺自治体等との必要な調整について
運航頻度	飛行経路や高度等の検討について 協会、国土交通省航空局等の関係機関との協力・調整について
運航予約システム	運航事業者での構築及び協会が用意するシステムとの接続について
事故対応	事故防止体制の整備、事故発生時の対応及び体制等について
保安検査設備	保安検査設備の設置について（運航事業者設置） 設置に関しては、ポートを運営する者と協力し、設置場所等の調整が必要
運航事業者としての運営	ポート内の機体の安全確保について
交通管理	飛行計画や運航の方法等に関する国土交通省航空局との必要な調整について
離発着料の支払	ポートを運営する者への支払い、詳細（料金等）の協議・調整について
住民・関係先への説明等	ポートを運営する者、関係自治体と協力し、本事業に必要な住民及び関係先への説明会等の計画・立案・実施について
広報・宣伝	本事業の広報・宣伝について